

その2 支援の枠組について

1. これまでの経過

平成16年5月12日の都市再生緊急整備地域の指定以降、関西大学にかかる主な経過は、以下のとおりである。

日 時	内 容	備 考
平成16年5月12日	都市再生緊急整備地域の指定	
平成17年2月7日	関西大学がJR高槻駅北東地区へ進出する意向を表明	(参考資料1) 関西大学ホームページより
平成17年12月2日	関大企画調査第33号により、森本関西大学理事長から市長宛に4項目の要望書が提出される。	(参考資料2) 支援等の要望書
平成18年2月24日	市街地整備促進特別委員会において、平成17年12月2日付けの上記支援等の要望書を参考資料として提出	
平成18年4月25日	市街地整備促進特別委員会において、先の要望書4に対しての関西大学の考え方を報告する。	(参考資料3) 関大との調整状況
平成19年6月12日	市街地整備促進特別委員会において「大学立地に係る先進的な取組についての調査」(アンケート調査)を報告した	
平成19年7月11日	平成19年6月12日に引き続き、市街地整備促進特別委員会を開催。	
平成19年11月15日	市街地整備促進特別委員会において、 ①関西大学進出にかかる経済効果 ②関西大学新キャンパス構想にかかる地域貢献の今後の方向性と課題 を報告した。	

2. 支援の枠組

平成18年6月に、部会長を副市長とする「関西大学支援策検討専門部会」を設置し、支援の枠組について種々検討し、本委員会でもご報告してきたところである。

まず、基本となるべき方針を掲げ、その本旨に従い、「基本合意書（素案）」の締結を目指すものである。

支援にかかる基本的な方針

1. A・Bエリアは、集合住宅や複合棟、福祉医療棟などからなるが、Cエリアに関西大学が立地することにより、一層の付加価値を高めた。
2. Cエリアが、仮に大型商業施設やマンションが立地すればA・Bエリアの資産価値は下がることも予測される。
3. 当該地区（ABC）における市税を試算すると次のようになる。
【固定資産税、都市計画税、市民税】
※18年度 約1億5千万円
※計画案 約6億円
関西大学は非課税だが、年間約4億5千万円の増収が見込まれる。
また、法人市民税は試算外であり更なる増収が期待できる。
4. 関西大学進出にかかる経済効果は、建設時に約7億円、また、開校4年後以降毎年約2億円が見込まれる。（別添1）
5. 市民、企業、市は、本市中心部に立地する関西大学の地域貢献により、生涯学習や共同研究をはじめ、将来にわたって限りなく多くの利益を享受できる。（別添2）
6. 駅前の大学立地は大阪医科大学同様、本市の都市イメージを向上させる。
7. 住区の人たちは、年とともに加齢するが、学生は入学と卒業を繰り返すため加齢しない。
中心市街地の若い世代による賑わいが継続される。

3. 基本合意書（素案）について

基本合意書（素案）

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、乙が高槻市内のＪＲ高槻駅北東地区において、新たな教育機関（以下「高槻新キャンパス」という。）をＣエリアに設置することに関して、下記のとおり基本合意書（以下「合意書」という。）を締結する。

記

- 1 乙は、高槻新キャンパスに設置する体育施設、生涯学習センター、図書館などの施設を積極的に開放するなど、甲及び高槻市民への地域貢献に十分努める。また、災害時には災害支援に資する機能を果たすため、甲及び高槻市民の利活用に供するものとする。
- 2 甲は、乙の上記１の地域貢献を評価し、土地取得及び施設建設に要する費用を支援する。また、その方法等については、高槻新キャンパスの開校に支障を来たすことのないよう十分配慮し、乙と協議のうえ決定する。
- 3 甲は、所有する用地について、無償貸与等により開校後２０年間、乙に使用させるものとする。但し、期間満了後、特別の事情がない限り自動更新する。
- 4 乙は、高槻新キャンパス設置にかかる調査、設計、その他準備等に要した一切の諸費用及び今後発生する諸費用を負担する。また、甲は、事由の如何を問わずこれを負担しない。
- 5 甲は、以下のことを了承し、全面的に協力するものとする。
(1) 乙は、平成２０年１０月までに建物建築工事に着工する。
(2) 乙は、平成２２年４月に高槻新キャンパスを開校する。
- 6 甲は、前項の乙のスケジュールが期日内に実行できるよう、高槻新キャンパスに関する支援のための予算案その他必要な議案を平成２０年６月以降の議会に提出する。
- 7 本合意のうち、乙に関する事項については、乙の理事会の決議を経なければ、その効力を生じないこと、甲に関する事項については、甲の議会の承認を経なければ、その効力を生じないことを、甲乙相互に確認する。
- 8 合意書に定める事項の実施について必要なときは、別途協定書を締結する。
なお、合意書に記載されていないことが生じた時は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

この基本合意書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保存する。

平成２０年 月 日

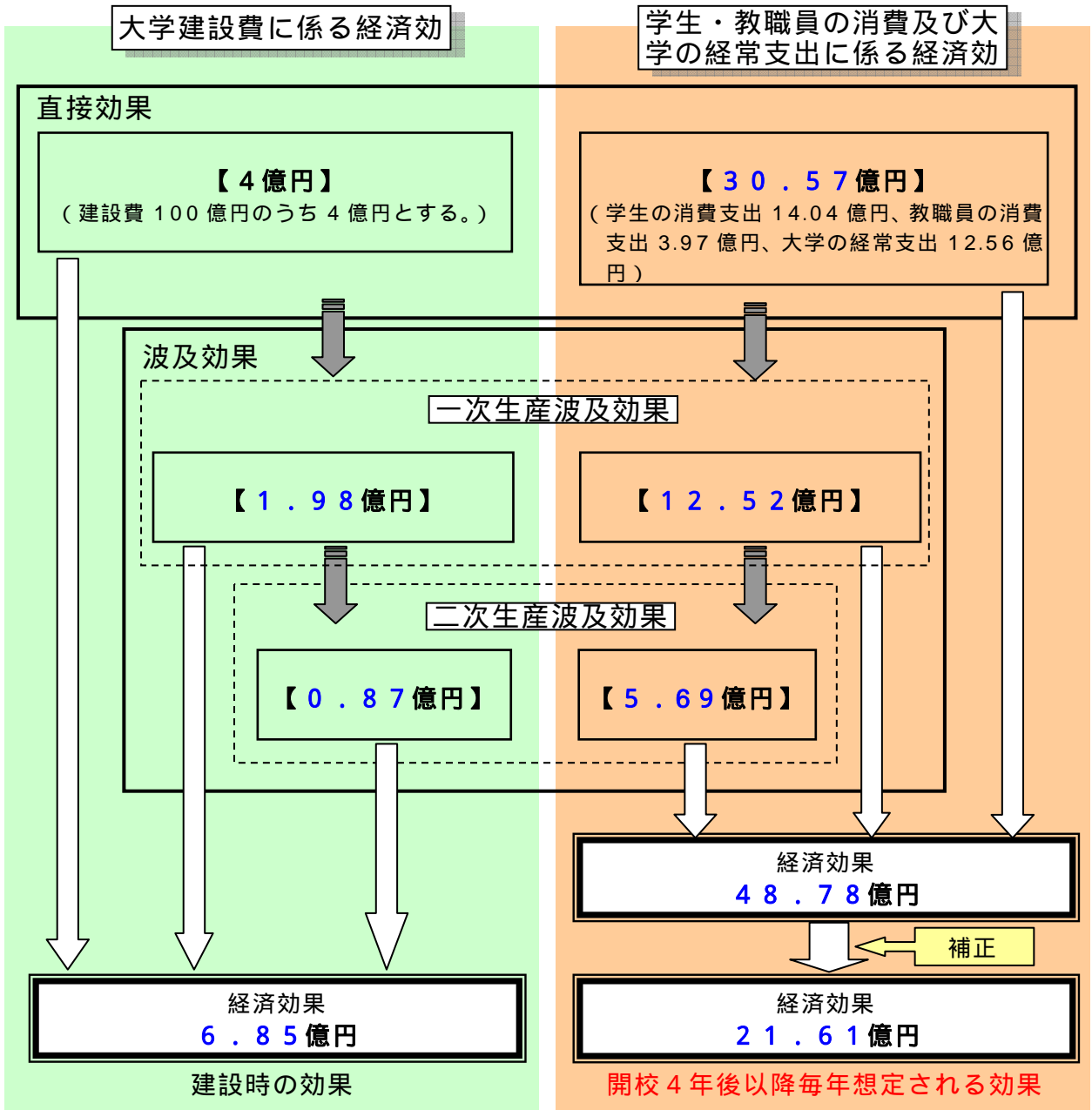
甲 高槻市桃園町２番１号
高槻市

乙 吹田市山手町３丁目３番３５号
学校法人 関西大学

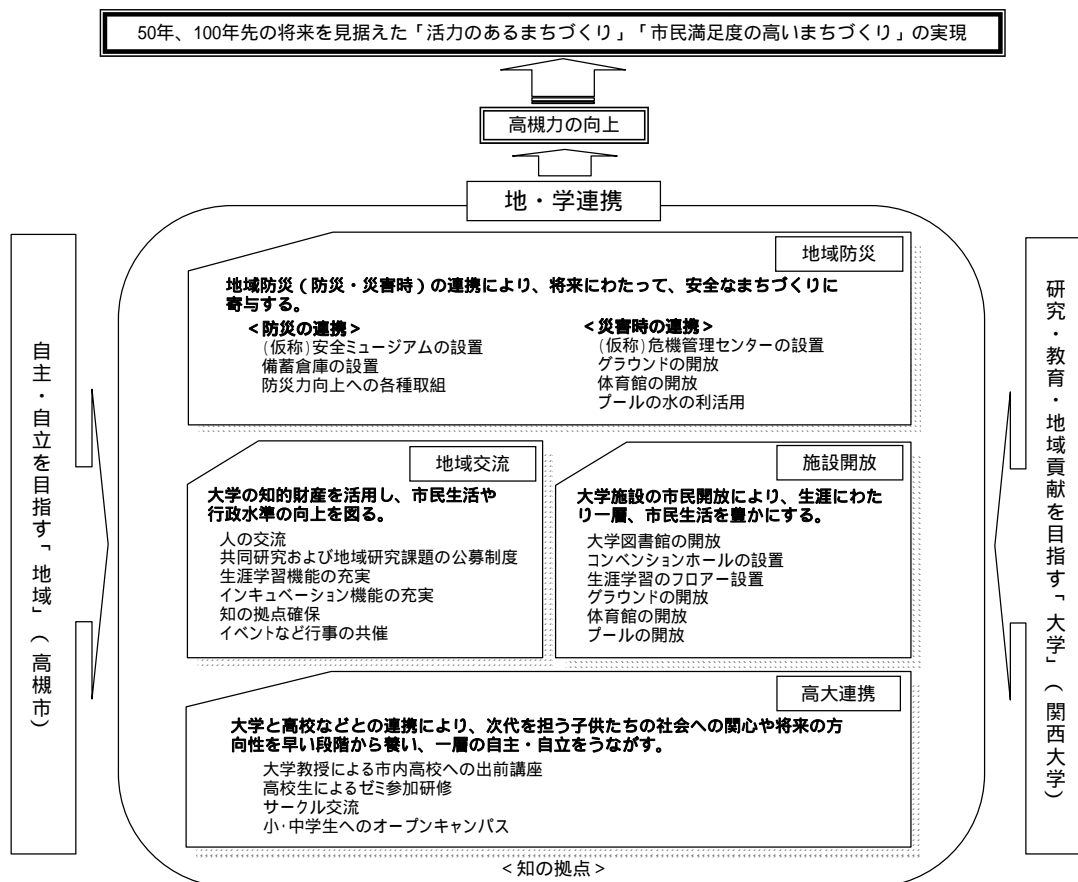
高槻市長 **奥本 務**

理事長 **森本 靖一郎**

【関西大学進出にかかる経済効果】



【関西大学高槻新キャンパスにかかる地域貢献】



○関西大学高槻新キャンパスにかかる地域貢献のあり方（素案）

1. 地域貢献の4つの方向性の実現
2. 日常的な市民とのかかわり
 - ① 図書館
 - ・ こども図書館として、基本的に常時開放
 - ・ 大学図書館の開放
 - ② コンベンションホール
 - ・ 市主催事業への開放と使用料免除
 - ・ 市民主催事業への開放と使用料減免
 - ③ 生涯学習
 - ・ 大学主催の市民参加型講習会などの実施
 - ④ グラウンド
 - ・ 日曜日の無料開放など
 - ⑤ 体育館
 - ・ 年間の使用優先日の設定
 - ⑥ プール
 - ・ 年間の使用優先日の設定